## 平戸市農業委員会第2回総会議事録

- 1. 開催日時 平成30年5月25日(金) 午後2時から午後3時04分
- 2. 開催場所 平戸市役所 3 階大会議室
- 3. 出席委員(15人)

会長19番丸田保会長職務代理者8番川村政幸

委員

 1番 蜜山 隆満
 2番 岡村 勝彦
 3番 阿部 榮
 4番 小川 隆友

 5番 本山 勝茂
 6番 松本 一郎
 7番 谷本 雅嗣
 9番 前川 一夫

 11番 青崎日出男
 12番 大山 荒助
 14番 松山 浩幸
 16番 大山 光敏

 18番 永田
 守

- ◎農地利用最適化推進委員(12名出席、6名欠席)
- 4. 欠席委員(4人)

10番 桝屋 可恵 13番 山下 忠平 15番 藤沢 和正 17番 福田 延之

- 5. 議事日程
  - 第1 開会宣言
  - 第2 会長挨拶
  - 第3 議事録署名委員及び書記の指名
  - 第4 会務報告
  - 第5 議 事

報告第 4号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について

報告第 5 号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について

報告第 3 号 農地法第5条に係る違反転用について

議案第 7 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 8 号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 9 号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 10 号 非農地通知の申出について

議案第 11 号 第2回農用地利用集積計画 (案) について

議案第 12 号 第2回農用地利用配分計画(案)に対する意見について

第6 閉 会

#### 6. 事務局

事務局長 吉村 藤夫 総務農地班長 橋口 健 主査 近藤 裕司 主査 山本 寿子

- 7. 傍聴人の数 なし
- 8. 公開・非公開の別 公開
- 9. 会議の概要

#### ○事務局長

定刻となりましたので、ただ今より平成30年度5月期 第2回総会を開会いたします。 はじめに丸田会長がご挨拶を申し上げます。

#### ○丸田会長

皆さんこんにちは。今日は5月期の第2回総会にご案内を申し上げましたところ、皆様方 には大変ご多忙の中、農繁期のお忙しい中にご出席いただきましてありがとうございまし た。いよいよ大変忙しい農繁期を迎えているわけでございます。皆様方には何かとせわしい 毎日を送っていることと思っているところであります。先ほど農林課の方へ顔を出しまし たところ担当の皆さんにご挨拶をいたしましたが、いよいよ植え付けともに始まっており ますけれども、国の減反政策が廃止になりまして今年の植え付け面積が増えているのかな という気持ちでお話をいたしましたが、若干増える傾向にあるけれども大幅に増えるとい うことはまず無いという風な模様であります。前年並みということで考えればいいのでは ないかということであります。これは背景にやっぱり高齢化が大きく響いている状況にあ るようでございます。いずれにいたしましても国の政策でございますので、これに則って 我々農家の皆さんも取り組んでいかなければならないと思っているところであります。今 月に入りましてから16日17日に島原市で長崎県の農業委員会の会長と事務局長の前期 の会議があったわけでございます。後から事務局長の方からお話があろうかと思いますけ れども「1人、1年間に1つ以上の実績を必ず残してほしい」という運動が展開されるよう になりました。皆様方には大変ご多忙のことと思いますけれども、県の指針に則りまして平 戸市も取り組んでいかなければならないという風に考えております。どうかよろしくお願 いいたします。先ほど局長からご案内のとおり今日は農地利用最適化推進委員さんにもご 出席いただいております。せっかくの機会でございますので終了後に懇親会を予定させて いただきました。何かとご多忙と思いますけれどもよろしくご協力を頂きたいと思ってい るところでございます。色々と催しもあちこちでおりますので大変だと思いますけれども 万障お繰り合わせご出席を頂きたいと思います。今日は三好農林課長にも同席していただ くようでございます。どうぞよろしくお願いいたします。今月も重要な案件をご提案申し上 げます、どうか最後まで慎重なるご審議を頂きますようお願い申しあげまして、ご挨拶とい たします。

## ○事務局長

ありがとうございました。本日は「10番 桝屋 可恵」委員、「13番 山下 忠平」委員、「15番 藤沢 和正」委員、「17番 福田 延之」委員より欠席の届出ありましたので、ご報告いたします。よって、出席委員は定足数以上であり、総会は成立しております。

それでは、平戸市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は、丸田会長にお願いいたします。

### ○議 長

それでは、これより議事に入ります。まず日程第3の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

# (「異議なし」の声あり)

#### ○議 長

ご異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員及び書記の指名をいたします。 議事録署名委員に、6番委員と7番委員にお願いします。

書記には事務局職員の主査を指名いたします。以上で日程第3を終わります。

# ○議 長

次に日程第4、5月期の会務報告と、6月期の行事予定を事務局長が行います。

#### ○事務局長

それでは初めに5月の主な会務報告をいたします。

議案書の1ページをお開き下さい。

(5月会務報告を報告)

次に6月の行事予定を申し上げます。

(6月行事予定を報告)

#### ○議 長

会務報告が終りましたので、ここで、次回、平成30年度・6月期の総会日程を、あらかじめ決めたいと思います。次回総会を6月25日月曜日午前9時30分からとし、場所は、平戸市役所会議室において行いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

# (「異議なし」の声あり)

### ○議 長

異議がないようですので、次回総会を6月25日月曜日午前9時30分からとし、場所は 平戸市役所会議室において行うことといたします。

## 《 報告第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について 》

#### ○議 長

これより議事に入ります。報告第4号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について」、を議題といたします。事務局より、提案説明を求めます。

#### ○事務局

それでは、2ページをご覧ください。報告第4号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用 届について」です。

県知事の許可が不要な案件であります。農地に農業用施設を建設する転用届出であり、農地全体が619 ㎡で、この内35.4 ㎡について耕作用道路の新設を行うための転用届です。 (報告第4号を朗読、パワーポイントを併用して説明:1件)

# ○議 長

ただ今、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。

## (質議なし)

#### ○議 長

質疑がないようですので、質議を終結いたします。報告第4号については、届出のとおり処理 済といたします。

#### 《報告第5号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について》

## ○議 長

次に、報告第5号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」を議題といたします。 事務局より、提案説明を求めます。

## ○事務局

報告第5号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」議案書3ページをお開きください。番号1番から3番は所有者死亡による合意解約、番号4番は農地法第3条の所有権移転を行うため、番号5番は農業経営基盤強化促進法による集積計画の所有権移転を行うための解約です。

(報告第5号を朗読:5件)

### ○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手 を願います。

# (質議なし)

## ○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結します。 報告第5号については、届出のとおり処理することといたします。

《議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について》

# ○議 長

次に、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局より、提案説明を求めます。

#### ○事務局

4ページをご覧ください。議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。 1番から6番まで経営規模拡大のため所有権移転を売買で行います。農地法第3条の下限面積 はクリアしております。詳しくはお手元の3条の調査書をご一読願います。

(議案第7号を朗読:6件)

#### ○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

## (質議なし)

# ○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第7号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

### ○議 長

異議がないようです。議案第7号については、原案のとおり決定いたします。

《 議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について》

#### ○議 長

次に、議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。

#### ○事務局

5ページをご覧ください。議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請について」です。 申請者が本人所有の農地に農業用倉庫を建設するための転用許可申請です。1筆面積1,084 m<sup>2</sup> 倉庫はコンクリートを張り、ビニールハウスを建設し、残地は飼料、作業場、農機具の置き場とする 計画です。

なお、平成29年12月1日付けで農業振興整備計画の変更が行われて、用途は農地から農業 用施設用地となっております。

(議案8号を朗読:1件)

(パワーポイントを併用して説明:1件)

### ○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。

#### ○委員

5月15日の9時から農業委員、最適化推進委員、事務局で現地確認を行いました。この現地は前回、皆さんと農振農用地の件で立ち会った場所であります。事務局から説明がありましたよう

に流末処理問題も全く生じないのではないか。問題はないということで確認しております。ご審議の程お願いします。

### ○議 長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。事務局並びに担当委員さんからの説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手願います。

#### ○委員

今回、政府の方で農地法の見直しが行われまして、農業用施設等のいわゆる農地にコンクリートを張る農業用施設については、転用許可の対象にならない方法が示されております。まだ施行前ですので今の時点ではこの申請が必要であると思いますが、施行後であれば許認可の必要が無いと思われますが、どうなりますか。

#### ○事務局

委員さんの言われるとおり国会でそのような話がなされており、施行日がまだ決まっておりませんので内容がはっきりわかりませんが、今言われるように例えば全面にコンクリートを張ってハウスを造る、水耕栽培をするといった場合は転用の許可ではなくて、農地として使うということで各市町の農業委員会に届出を出さなければならないことなります。ただ、長崎県だけではなく全国的なことですので通知とか、どう運用するのか内容が示されていない状態です。転用しなければならない案件、しなくて良い案件があると思いますので、方針がはっきり決まりましたら説明をさせていただきたいと思います。

#### ○議 長

他に質議はありませんか、質疑がないようですので質疑を終結し、採決に入ります。 議案第8号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○議 長

異議がないようです。議案第8号については、原案のとおり決定いたします。

《議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について》

#### ○議 長

次に、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題といたします。事 務局より提案説明を求めます。

## ○事務局

6ページをご覧ください。議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。 1番については太陽光発電用地として、賃貸借による転用申請であり1筆971 ㎡であります。 2番については、住宅建設用地として、贈与による所有権移転での転用申請であります。 1 筆 153 ㎡です。他に併用地として雑種地158 ㎡があります。木造2階建ての住宅を計画しております。

(議案9号を朗読:2件)

(パワーポイントを併用して説明:2件)

## ○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いします。

## ○委員

番号1の補足説明を行います。5月16日の正午頃に農業委員2名、推進委員3名、申請者の 代理人と事務局で現地の確認を行いました。申請地は自己保全中でありました。太陽光パネル を設置するということで舗装はせずに現況のまま使用するとのことです。近くに川がありますので 雨水は川に流すとのことであります。生活排水は生じず、通風・日照についても隣接農地に支障 はないように見受けられました。皆様のご審議をお願いします。

## ○委員

番号2の補足説明を行います。5月15日の午前中に農業委員、推進委員、申請者の代理人、 事務局と現地立会いを行いました。申請地は現在、耕作していませんでした。申請人は親と同 居中ですが、現在の住宅が手狭になったことから転用し、家を建てる計画とのことです。生活排 水は合併浄化槽で道路側の側溝に流します。雨水も同じく道路側溝に流します。通風・日照に ついても問題はないと思われます。周囲は譲渡人の土地となっています。ご審議の程をお願い します。

#### ○議 長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。事務局並びに、担当委員さんからの説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手願います。

#### (質議なし)

### ○議 長

質疑がないようですので質疑を終結し、採決に入ります。

議案第9号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

# ○議 長

異議がないということですので、議案第9号については、原案のとおり決定いたします。

《 議案第10号 非農地通知申し出について 》

### ○議 長

次に、議案第10号「非農地通知申し出について」を議題といたします。 事務局より、提案説明を求めます。

#### ○事務局

7ページをご覧ください。議案第10号「非農地通知申し出について」です。1番から 3番まで、現況は自然荒廃しており山林・原野化しておりました。1番は1筆3,912㎡、2番は1 筆334㎡、3番は13筆5,078.3㎡です。

(議案第10号朗読:3件)

(パワーポイントを併用して説明:3件)

#### ○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いします。

#### ○委員

番号1の補足説明を行います。15日の午後1時30分より会長、農業委員、推進委員、申請人の 代理人、事務局と現地を確認いたしました。申請地については、昭和39年頃のパイロット事業によ る山林の開墾を行って温州みかんの作付けをしたとのことでございます。みかんを作付けしたもの の生産過剰によって価格が暴落し、或いは減反政策によって廃業を余儀なくされたと伺っております。大変苦しい思いをした事業ではなかったかと思われます。ご覧のように農地そのものは山林を開墾したもので1枚の農地がかなり狭く、そういうことからも転用もかなり難しかったのではないかと感じました。なお、50年近くも放置されたままで山林化している状況でした。ご審議の程お願いいたします。

#### ○委員

番号2番について説明いたします。15日に現地調査がございました。現地はこの手前に県道がありまして、県道の拡幅工事の頃より、水田としての機能を果たしておりません。現在まで放置していたとのことでご覧のとおりであります。今回道路わきでありますが、農地の機能を果たしていないということで非農地の申し出がありました。ご審議の程よろしくお願いいたします。

## ○委員

番号3番の補足説明を行います。16日に農業委員、推進委員、申し出人の代理人、事務局で立会いを行いました。前津吉町に広範囲に点在する土地であり確認に時間がかかりました。以前は農地として利用していたとのことでしたが、所有者が市外在住のため長年、耕作がなされていないため潅木・竹が繁っており現況は農地ではない状況でありました。皆様方のご審議をお願いします。

#### ○議 長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

事務局並びに、担当委員さんからの説明について、何かございませんか。発言のある方は、挙手願います。

#### (質議なし)

#### ○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第10号については、原案のとおり非農地として決定することに、ご異議ありませんか。

#### (「異議なし」の声あり)

# ○議 長

異議がないということですので、議案第10号については、原案のとおり非農地とすることに決

定いたします。

《議案第11号 第2回農用地利用集積計画(案)について 》

## ○議 長

次に、議案第11号「第2回農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。 事務局の提案説明を求めます。

## ○事務局

議案第11号「第2回農用地利用集積計画(案)について」を説明いたします。8ページから11ページをお願いします。9ページの1番から6番は利用権設定各筆明細の賃貸借で再設定4件、新規設定2件、合計6件で計19筆の14,140.91 ㎡となります。10ページの7番は利用権設定各筆明細の使用貸借で再設定1件で計2筆の1,272 ㎡となります。所有権移転各筆明細の8番については1件で計1筆の1,898 ㎡となります。11ページは農地中間管理機構分で、9番は賃貸借で1件5筆1,019 ㎡、10番は使用貸借で1件1筆1,180 ㎡になります。

(議案第11号の1番から10番について朗読:10件)

(8番については、パワーポイントを併用して説明1件)

#### ○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 何かございませんか。

#### ○委員

9番の件ですが、相手方が広島県となっていますが。

#### ○事務局

利用権を設定する者と言うのは貸す側ですので公社に貸し出す者となります。

#### ○委員

この案件は耕作者が確定していない案件なのですか。

#### ○事務局

配分計画の方で出てきますが、配分される方は決まっています。

## ○委員

基本的に中間管理機構の場合は借受け人が見つからない場合は契約をしない。相対ではなくて管理機構が中に入って貸借を行うわけですから貸す側、借りる側同時に書いていただく方が判りやすいのではないでしょうか。

## ○事務局

農地の貸借は中間管理も含めて法律上は農業経営基盤強化促進法による貸借となっています。配分計画は中間管理機構が借りた農地を作り手側に貸す計画ですので貸借はあくまで2名の契約となります。集積の中間管理分は必ず配分計画で借り手が出てくることになりますのでご理解願います。前回、所有者が判る表記をしていただきたいとのことでしたが、配分計画の中で預けた方の表記をカッコ書きでさせていただくようにしておりますので、その分A対A、A対Bの確認ができます。

## ○委員

中間管理機構の分は賃借料が載っておりますが、作物が変わっていたら当然代金の支払いも変わってくると思いますが、どのようになっているのですか。牧草なら牧草の値段、田んぼに稲を植えたら牧草より高くなると思いますが、その辺はどうなるのですか。

#### ○農林課

賃借料の件ですが、耕作する作物が変わって賃借料が変わる場合は変更届を出していただく ことになっています。ある程度前もって貸借の契約前に期間中に飼料作物を植えたり、別の作物 を予定されている場合は、平均して出した賃料で行っていただければ変更届を出さずにすみま すので、考慮していただければと思います。

#### ○委員

そうしたら、借り手が今年は牧草から水田にしたよと届出を毎年するようになるのですか。耕作者の考えで変わることもあると思うのですが。

#### ○農林課

公社に前回確認しましたが、表示は水田として期間中に飼料作物を植える場合は、契約の最初に当事者間で協議をして予め同意の上で耕作することについては問題がないとのことでした。ですから契約は水田で使用していて、途中で飼料作物を植えられる場合も考えられますので当初に協議をしていただければ問題ないとのことであります。

# ○議 長

他にございませんか、質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第11号については、集積計画のとおり決定することにご異議ありませんか。

# (「異議なし」の声あり)

## ○議 長

異議がないということですので、議案第11号については、集積計画のとおり決定いたします。

《議案第12号 第2回農用地利用配分計画(案)に対する意見について》

## ○議 長

次に、議案第12号「第2回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といた します。はじめに整理番号1番を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

#### ○事務局

12ページから13ページをお開きください。 議案第12号 「第2回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」の整理番号1番についてです。 13ページをお願いします。 賃貸借で新規設定5年1件5筆 1,019 ㎡です。

(整理番号1番を朗読:1件)

#### ○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 何かございませんか。

#### (質議なし)

### ○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第12号整理番号1番に対する意見については、配分計画のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

# ○議 長

異議がないということですので、議案第12号整理番号1番に対する意見については、配分計 画のとおり決定いたします。

## ○議 長

次に、同議案の整理番号2番を議題といたします。ただし、この案件につきましては、平戸 市農業委員会総会会議規則第19条による議事参与の制限規定により〇〇」委員の退席を求め ます。

## (○○委員退席を確認後)

# ○議 長

それでは、事務局より提案説明を求めます。

## ○事務局

同議案整理番号2番を説明いたします。13ページをお願いします。利用権設定各筆明細使用貸借で新規設定10年1件、計1筆の1,180 ㎡となります。

(議案第12号2番について朗読:1件)

# ○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 何かございませんか。

# (質議なし)

# ○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第12号の整理番号2番については、配分計画のとおり決定することにご異議ありませんか。

#### (「異議なし」の声あり)

#### ○議 長

異議がないということですので、議案第12号の整理番号2番については、配分計画のとおり決 定いたします。

# ○議 長

それでは、○○委員の入場を求めます。

# (○○委員の入場を確認後)

# ○議 長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

# ○議 長

お諮りいたします。本総会において議決されました各案件について、その字句、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

# (「異議なし」の声あり)

# ○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本総会において議決された案件の整理について、これを議 長に委任することに決しました。

# 日程・第6(閉会)

#### ○議 長

これをもちまして、平戸市農業委員会 平成30年度 第2回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

# 一 午後3時04分 終了 一

### 11. 議事録の公開

公開する

#### 12. 会議配布資料の名称

・資料1 農地法第3条調査書

議事録の作成者の職氏名 農業委員会事務局 主査 山 本 寿 子 議事録署名 平成30年 月 日

| 会 長  | 丸 田 保   | 印 |
|------|---------|---|
|      |         |   |
| 6番委員 | 松本一郎    | 印 |
|      |         |   |
| 7番委員 | 谷 本 雅 嗣 | 印 |